

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：箕面市公共下水道事業会計

事業名	公共下水道(下水道事業)		
事業開始年月日	S42.8.8	地方公営企業法の適用・非適用	√適用 非適用
団体名	箕面市	職員数 (H19. 4. 1現在)	14人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	47円(H18)	公営企業債現在高(百万円)	7,713
累積欠損金(百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	417
不良債務(百万円)	0	財政力指数	1.059(H18)
資金不足比率(%)	0	実質公債費比率(%)	13.5(H19)
		経常収支比率(%)	96.9(H18)

注 平成17年度(又は平成18年度)の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。(ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。)

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 ✓ 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	箕面市公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	箕面市水道事業管理者職務代理者箕面市水道部長 家村憲行
既存計画との関係	箕面市集中改革プラン(平成17年度～平成22年度)
公表の方法等	市HP等により公表予定 計画承認後、議会に対して公営企業経営健全化計画書の内容について説明する。
基本方針	<安全、安定、安価の追求> 公共下水道の信頼性や安全性をより高めるために、地方公共団体の果たす役割は大きい。これまで培ってきた技術力や施設を効率的に維持し、それを次世代へ確実に引き継ぎ、市民のみなさまが安心して利用できるよう、経営には今後とも箕面市が責任をもってあたる必要があると考える。その上で最大限に経営の合理性、効率性を高め、箕面市が責任を持って実施する部分を明確にし、最小の経費で最大の効果を上げる経営に取り組む。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
	補償金免除額	0	0	0	0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	0	0	312	312

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	59,685	437,098	518,781	1,015,564
	流域下水道事業債	27,393	80,470	177,737	285,600
合 計 (A)		87,078	517,568	696,518	1,301,164
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)		0	0	0	0
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	30,722	224,227	279,187	534,136
	流域下水道事業債	20,721	41,056	33,093	94,870
合 計 (A)		51,443	265,283	312,280	629,006
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		51,443	265,283	312,280	629,006

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>昭和44年から分流式として供用開始を行い、汚水は、猪名川流域関連公共下水道、安威川流域関連公共下水道及び池田処理区公共下水道の処理場で浄化されている。平成13年には、ほぼ全市域において下水道の使用が可能となった。</p> <p>平成15年4月1日からは地方公営企業法の全部を適用し、事業運営に経営という視点を取り入れている。また、平成16年度4月1日に使用料改定するとともに、内部経営努力により、平成16年度以降の決算において収益的収支は黒字となっている。</p>	
経営課題	課 題	老朽施設の更新について
	今後増加していく施設の更新に伴い、施設の更新方法、更新時期の平準化、更新に要する財源確保が課題である。	
	課 題	有収水量の確保について
	平成16年度に使用料改定を実施し、収入の確保を図ったが、今後、大幅な増収は見込めず有収水量の確保が課題である。	
	課 題	職員数の適正化について
職員数の削減、業務の民間委託化などの企業努力に努めてきたところであるが、今後も職員数の適正化に取り組む必要がある。		
	課 題	
	課 題	
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率	(%)	64.7	77.0	99.0	104.8	110.7	111.6	112.3	113.6	114.7	116.0	
総収支比率(法適用)	(%)	0.0	97.9	101.2	111.1	113.8	111.4	111.8	112.6	113.5	114.4	
経常収支比率(法適用)	(%)	0.0	99.9	103.9	111.1	114.3	111.6	112.1	112.9	113.7	114.6	
営業収支比率(法適用)	(%)	0.0	99.8	120.3	125.5	128.2	125.4	123.9	123.0	122.1	121.6	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	0.0	3.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	24.9	36.0	20.2	18.6	17.4	18.4	17.9	17.7	17.5	17.2
	うち基準内繰入金	(%)	24.9	15.1	13.4	12.2	11.5	12.8	12.3	12.0	11.8	11.5
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	20.9	6.8	6.4	5.9	5.6	5.6	5.7	5.7	5.7
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	2.9	13.4	14.7	16.6	17.7	17.8	18.3	18.4	18.5
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0	66.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分	(%)	68.0	69.7	45.3	34.4	21.0	16.7	31.4	23.2	24.6	24.6
	うち基準内繰入金	(%)	9.8	12.4	36.7	29.1	10.7	11.4	19.4	14.0	15.0	15.1
	うち基準外繰入金	(%)	58.2	57.3	8.6	5.3	10.3	5.3	12.0	9.2	9.6	9.5
うち赤字補てん的なもの	(%)	85.6	49.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>課題 料金の考え方(現行使用料) ・平成16年4月使用料改定(平均改定率28.67%)・20m³/月(1,858円税込)・算定期間 平成16年度から平成21年度(6年間) ・料金算定方法は、損益ベースの総括原価方式(資産維持費含む)</p> <p>料金収入の見込み ・平成23年度までの経費回収率は、100%を越える見通しであるため、平成23年度までは現行の使用料体系を維持していく予定である。料金算定期間終了後の平成22年度以降は、各年度の実績数値を検証することで適宜対応する予定である。 ・収支見通しの策定にあたり、箕面市人口推計報告を参考に(高位、中位、低位の3ケース予測から中位を採用。)処理区域内人口及び有収水量を推計し、使用料収入が微増することを見込んだ。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>・平成15年度までは下水道使用料等で賄えない財源は、一般会計からの繰入金で補填していた。 ・平成19年度から平成23年度の他会計繰入金の見込みは、元利償還金等の減少により、繰入金の総額は、減少する見込みである。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>該当なし</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
地方公務員の職員数の純減の状況	<p>課題 常勤職員は、平成13年度と平成18年度を比較すると3名減少し、平成18年度の職員数は13名である。 平成19年度には1名を増加し、平成19・20・21年度の職員数を14名として計画しているが、平成22年度に1名を削減し、平成22・23年度の職員数を13名とすることを目標としている。 なお、この取り組みにより、平成17年度に策定した箕面市集中改革プランの目標は達成される。</p>
給与のあり方	
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>(1)平成19年4月より国家公務員に準じ、給与構造改革を実施済(給料表平均引き下げ 6.9%)。主事級は国公3級を適用。在職者については、国並経過措置あり。 ・H14 給料改定率 1.98%(H15.1~)、期末勤勉手当 年間4.7ヶ月 4.4ヶ月(0.3月) ・H15 給料改定率 1.1%(H15.12~)、期末勤勉手当 年間4.35ヶ月 4.2ヶ月(0.15月) ・H18 給料一律 3%カット(H18.4~) (2)地域手当は、国指定基準は3級地(12%)により、条例本則は12%としている。財政事情や旧調整手当10%等を踏まえ、当分の間は附則で10%を適用している。</p>
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	該当職員なし
退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特別昇給は平成17年4月から全廃した。 退職手当の構造見直しについては、平成20年4月からの実施を目指し、平成20年3月議会にて条例改正等の所要の手続きを予定している。
福利厚生事業のあり方	職員健康保険組合については、これまでも継続的に保険料率の適正化が実施され、平成20年度以降においても、引き続き検討を行っていくこととなっている。事業主である市としても、負担割合が早期に1:1となるよう取り組む。 (負担割合 平成18年度 1:1.46 平成19年度 1:1.29)
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	経費削減の取り組みとして、課題 については高金利既往債の繰上償還及び借換えとともに、将来(15年~20年)の更新経費を算出し(平成19年度)、財源については、内部留保資金等の確保に努める。また、施設診断を実施し、定期的な施設の保守・点検及び補修を行い、施設の延命措置を行っている。
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	民間委託の導入による実績として、下水道維持管理業務(直営)、汚水中継ポンプ場運転管理及び機械・電気保守点検業務等を平成14年度までにすべて委託化した。 新たな経営形態については、第三者委託、指定管理者制度、PFI、広域化など事業の経営形態の情報収集を行い検証していく。

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>課題 現行使用料は、適正な営業費用に下水道事業の運営を確保するために必要な資本費用を加えて、適正な使用料水準として、平成16年度に平均改定率28.67%（20m³/月1,858円税込）により改定した。使用料改定による使用料収入の改善額は、平成13年度と比較して、平成16年度～平成18年度の実績数値として1,051,228千円の増収となった。 また、「水と緑の健康都市」等の開発に併せて汚水管渠の整備を図るとともに、水洗便所改造資金貸付基金の貸付等により、水洗化人口を増やし、有収水量の確保に努める。</p>
<p>料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
<p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p>	<p>経営健全化計画期間の各年度において、経営健全化計画と決算における達成状況との比較検証を行い、市HP等で公表する。</p>
<p>行政評価の導入</p>	
5 その他	<p>課題 今後増加する施設の大量更新については、コストの最小化と更新経費の平準化を図りながら、効率的に実施しなければならない。平成19年度に将来を見通した経営ビジョンを策定し、今後10年間で優先的・重点的に実現すべき目標を設定する。</p>

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>課題 常勤職員は、平成13年度と平成18年度を比較すると3名減少し、平成18年度の職員数は13名である。平成19年度には1名を増加し、平成19・20・21年度の職員数を14名として計画しているが、平成22年度に1名を削減し、平成22・23年度の職員数を13名とすることを目標としている。 なお、この取り組みにより、平成17年度に策定した箕面市集中改革プランの目標は達成される。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>平成16年度に使用料(平均改定率28.67%、20㎡/月1,858円税込)を改定し、平成15年度の繰越欠損金を解消するとともに平成16年度からは、黒字決算となった。「水と緑の健康都市」の開発に併せて汚水管渠の整備を図るとともに、水洗便所改造資金貸付基金の貸付等により、水洗化人口を増やし、有収水量の確保に努める。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	<p>課題 平成19年度に将来を見通した経営ビジョンを策定し、今後10年間で優先的・重点的に実現すべき目標を設定する。</p>

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等
(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度(非通) (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	処理区域内人口(人)	123,539	124,672	125,925	126,799	126,740		130,533	132,634	134,660	136,169	137,653	
	A 増減	679	1,133	1,253	874	-59	3,880	3,793	2,101	-2,026	1,509	1,484	10,913
	水洗便所設置済人口(人)	123,175	124,413	125,698	126,578	126,521		130,320	132,427	134,459	135,974	137,464	
	B 増減	882	1,238	1,285	880	-57	4,228	3,799	2,107	2,032	1,515	1,490	10,943
	水洗化率(%)	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8		99.8	99.8	99.8	99.9	99.9	
	C 増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有収水量(m³)	13,923,533	13,766,620	13,919,461	14,004,477	14,066,450		14,095,200	14,232,000	14,278,000	14,296,000	14,373,000	
	D 増減	-232,427	-156,913	152,841	85,016	61,973	-89,510	28,750	136,800	46,000	18,000	77,000	306,550
	使用料単価(円/m³)	74	84	107	110	110		110	110	110	110	110	
	E 増減	-13	10	23	3	0	23	0	0	0	0	0	0
料金改定率(%)	0	0	28.7	0	0		0	0	0	0	0		
F 増減	-27.3	0.0	28.7	-28.7	0.0	-27.3	0	0	0	0	0	0	
収納率(%)	89.4	90.8	90.3	90.4	90.4		90.4	90.4	90.4	90.4	90.4		
G 増減	-8.7	1.4	-0.5	0.1	0.0	-7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他()													
H 増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	87,377	99,250	121,751	124,012	132,695		124,993	125,337	125,329	134,764	135,057	
	増減	-5,498	11,873	22,502	2,260	8,683	39,820	-7,702	343.6	-8	9,436	293	2,362
	職員数(人)	15	14	14	14	13		14	14	13	13	13	
	増減	-1	-1	0	0	-1	-3	1	0	0	-1	0	0
	管理運営費(千円)	1,412,716	1,879,566	1,856,145	1,785,242	1,704,639		1,700,481	1,699,616	1,686,489	1,672,258	1,662,078	
	I 増減	-88,398	466,850	-23,421	-70,903	-80,603	203,525	-4,158	-865	-13,127	-14,231	-10,180	-42,561
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	11	15	15	14	13		13	13	13	12	12	
	J 増減	-1	4	0	-1	-1	1	0	0	0	0	0	-1
	汚水処理原価(円/m³)	115	109	108	105	99		99	98	97	96	94	
	K 増減	-5	-6	-1	-3	-6	-21	0	-1	-1	-1	-1	-5
汚水処理原価(維持管理費)(円/m³)	60	57	58	57	53		53	52	52	51	50		
L 増減	-3	-3	1	-1	-4	-10	0	-1	-1	-1	-1	-2	
その他()													
M 増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
使用料回収率(%)	64.7	77.0	99.0	104.8	110.7		111.6	112.3	113.6	114.7	116.0		
(E/K×100)	増減	-7.9	12.3	22.0	5.8	5.9	0.9	0.7	1.2	1.1	1.3		
累積欠損金比率(%)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企業債現在高(百万円)	9,428	8,929	8,423	7,977	7,713		7,434	7,048	6,733	6,473	6,357		
増減	-378	-499	-506	-446	-264	-279	-386	-315	-260	-116			
収入の確保	使用料収入	1,034,967	1,153,386	1,489,931	1,535,963	1,541,757		1,550,740	1,559,969	1,565,011	1,566,984	1,575,424	
	改善額	0	0	317,790	363,822	369,616	1,051,228	8,983	18,212	23,254	25,227	33,667	109,343
	有収水量の増加						0	8,983	18,212	23,254	25,227	33,667	109,343
	使用料の適正化			317,790	363,822	369,616	1,051,228						0
	収納率の向上			0			0						0
その他()													
改善額						0						0	
経営の効率化	管理運営費	1,412,716	1,879,566	1,856,145	1,785,242	1,704,639		1,700,481	1,699,616	1,686,489	1,672,258	1,662,078	
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	140,364	127,481	124,341	134,156	127,704		135,016	135,362	135,708	126,334	126,766	
	改善額	12,454	25,337	28,477	18,662	25,114	110,044	-7,312	-7,658	-8,004	1,370	938	-20,666
	職員給与費の適正化	12,454	25,337	28,477	18,662	25,114	110,044	-7,312	-7,658	-8,004	1,370	938	-20,666
	維持管理費(上記以外)の適正化						0						
	うち職員給与費中の退職手当												
	その他()												
改善額						0						0	
計画前5年間改善額 合計							1,161,272	改善額 合計					88,677

計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を記載すること。

「収入の確保」その他 の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

「経営の効率化」その他 の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など)、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

使用料適正化の考え方

料金算定方法は、損益ベースの総括原価方式(資産維持費含む)であり、適正な営業費用下水道事業の運営費を確保するために必要とされる資本費を加えて算定している。

民間委託の取組状況

その他に記載された項目に関する取組等